

# 平成22年度 【 学園研究費助成金<B> 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ テヅカ 崇聡  
氏名 手塚 崇聡

研究期間 平成22年度

研究課題名 カナダ憲法解釈における未締結条約の参照

## 研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	手塚 崇聡	現代マネジメント学部	講師
研究分担者			
研究分担者			

## 1. 本研究開始の背景や目的等

カナダ最高裁判所は、カナダが締結していない条約（以下、未締結条約）を憲法解釈の指針としてしばしば参照している。このカナダ最高裁判所の実態について、カナダで人権憲章が制定された1982年から1990年代（1995年まで）の判例についてはその分析を終えた。今後は、1990年代後半以降の最高裁判所の実態について、さらに判例分析を行う。なお、この点について、カナダ最高裁判所がなぜこのように未締結条約を憲法解釈の指針として用いることができるのかという点について（条約の国内的効力論）も、時系列で理論的な検討を行っていく。また、カナダで従来唱えられてきた派生理論の妥当性についても検討を行う。

## 2. 研究方法等

- ・1990年代後半以降の判例分析を行う。判例調査に当たっては、カナダ最高裁判所 HP に判決文全文が掲載されているため、それを参照する。また、判例の検討に当たっては、LexisNexis や Find Law などのデータベースを活用し、判例評釈等を検討する。
- ・派生理論の妥当性の検討を行う。未締結条約参照の理論的根拠については、カナダ憲法・国際法などの基本書及びケースブックを参照することにより、伝統的見解を整理する。また、LexisNexis や Hein Online などのデータベースを活用し、近年の学説を検討した上で、理論的根拠の妥当性を探る。
- ・今後の日本への示唆を得るため、法学セミナー、法学教室、判例タイムズなどの法学雑誌を活用し、日本の国際人権法分野の今後の展開を調査する。

### 3. 研究成果の概要

本研究において報告者は、1990年キークストラ事件最高裁判所判決から、2001年のアドヴァンスカッティング・コーリング株式会社事件最高裁判所判決までを、本研究助成を得て検討した。本研究は未だ結論を導くに至っていないが、これまでの研究において得られた帰結は、次のとおりである。

2001年までの展開を検討すると、カナダ最高裁判所自身、その手法はあいまいとなっている。この点については、学説からも批判があり、多くの判決は「解釈上の問題に固有の有用性があるということよりも、むしろ決定者が結論を正当化するため（result-oriented）の参照に依拠している」とも考えられる。そのためカナダ最高裁判所は、結論の正当化の支えとして国際人権条約を参照しているに過ぎないという評価もできる。他方で、ディクソン・ドクトリンの適用にあたって、カナダ最高裁判所地震に明確な方針がなく、混乱しているとの批判もある。また、2001年アドヴァンスカッティング・コーリング株式会社事件最高裁判所判決は、未締結条約参照にあたり、ディクソン・ドクトリン（①国際人権法の方は「憲章の重要で説得的な解釈源」であり、「不明確な概念を明確にする補助」とされること、②その解釈にあたっては「憲章は一般に、カナダが批准した国際人権文書の規定が与える保護と少なくとも同程度の保護を提供しているものと推定すべきである」こと）を否定する手法を用いた。

このように、2001年アドヴァンスカッティング・コーリング株式会社事件最高裁判所判決は、これまでの未締結条約参照について、ディクソン・ドクトリンの否定という極めて重要な指摘を行った。そのため、同判決以降どのように扱われてきたのか、同判決はディクソン・ドクトリンの経受とその展開を検証する上で、非常に重要な契機となったかどうかという点について、今後調査及び研究を行わなければならない。

なお、本研究にあたっては、カナダでの資料調査費用及び旅費代の捻出、書籍購入代の捻出等を本研究助成で行った。

### 4. キーワード

①憲法	②カナダ憲法	③国際人権法	④条約の国内適用
⑤	⑥	⑦	⑧

**5. 研究成果及び今後の展望**（公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著者名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。）

・手塚崇聡「カナダ憲法解釈における未締結条約の参照—1990年 Keegstra 事件最高裁判所判決以降の展開—（1）」社会とマネジメント第8巻1号（2010年）55-76頁。